

令和7年度第7回那珂川市農業委員会会議録

令和7年10月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和7年度第7回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和7年10月10日（金） 午前9時30分～午前10時25分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

5番 飛永 洋

6番 白水照美

2. 議 案

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号 非農地証明願について

3. 報 告

報告第15号 専決処分について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書（相続）について

報告第16号 専決処分について

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第17号 専決処分について

令和7年度利用意向調査（農地パトロール）調査結果について

4. 出席委員

農業委員

会長 結 城 五 子 2番 内 野 学

3番 井 上 和 秀 5番 飛 永 洋

6番 白 水 照 美 7番 小 森 眞理子

農地最適化推進委員

1番 川 口 正 明 2番 三 角 貴 博

3番 山 崎 美代子 4番 神 代 敏 之

5番 上 野 善 勝

5. 欠席委員

農業委員 2名

農地最適化推進委員 なし

6. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 上 溝 朋 之

係 長 手 嶋 雄美子

書 記 小 熊 宏 弥

午前9時30分 開会

○事務局長

それでは、開会となりますので、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにお切替えのほどよろしく願いいたします。

○議長

おはようございます。それでは、ただいまから令和7年度第7回那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は農業委員2名が欠席です。

それでは、議案の審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。

5番、飛永洋委員と、6番、白水照美委員を議事録書面人に指名いたします。よろしく願いします。

それでは、議案に入ります。

議案第34号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

農地法第3条の許可は、農地を農地のまま売買したり贈与したりして、所有権などを移転するための許可になります。今回は売買によるものです。

議案書の2ページをお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請書になります。資料編、航空写真のほうは2ページをお願いします。

それでは、議案書のほうから説明させていただきます。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は売買による所有権の移転です。

議案書の3ページを御覧ください。

現在所有している農地はなく、借入地が301平米です。

議案書の7ページの営農計画書を御覧ください。

申請理由については、退職するに当たり、本格的に農作業をするために農地を所有したいと思っていたところ、購入できることとなったためです。

作付計画は花と野菜で、自家消費です。

農作業に従事する世帯員等は、本人のほかに1名です。

議案書の8ページをお願いします。

使用する農機具はありません。

通作方法は、通作距離が約7.4キロ、所要時間は約20分、交通手段は車です。

農業経験については、会社員の傍ら妻の農作業を手伝い、野菜や花卉の栽培を行っているとのこと。

9ページから11ページまでが登記事項証明書、12ページが字図、13ページ位置図、通作

図です。

資料編の1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしていると判断します。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当の推進委員の意見をお願いします。

○推進委員

9月4日に司法書士の方と立会いしてきました。

面積が小さくて、家庭菜園を主にやっていくみたいな感じで言われていました。

農機具はなくても問題なくできるかと思えます。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第34号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第34号、番号2、農地法第3条による許可申請について事務局よりお願いします。

○事務局

農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の15ページをお願いします。農地法第3条の規定による許可申請書になります。

航空写真のほう、資料編は3ページをお願いします。

それでは、議案書のほうから説明させていただきます。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は売買による所有権の移転です。

議案書の16ページを御覧ください。

現在所有している農地は1万1,833平米です。

議案書の20ページを御覧ください。

申請理由については、申請地の隣の住宅を購入するに当たり、一体利用されていた申請地も一緒に購入することとなったためです。

作付計画は野菜で、自家消費です。

農作業に従事する世帯等は、本人のほかにも1名です。

21ページを御覧ください。

トラクター、コンバイン、田植機、管理機、乾燥機を所有しており、議案書に記載のとおり所有地にて保管しているとのこと。

通作方法等は、通作距離が約0.5キロ、所要時間は約5分、交通手段は軽トラックです。

農業経験については、60年間農業を営んでおり、今は水稲8反、野菜2反、梅・タケノコ林5畝を耕作しているとのこと。

22ページが登記事項証明書、23ページが字図、24ページが位置図、通作図です。

資料編の1ページ、判断基準について御覧ください。

今回の申請につきましてもこちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしていると判断します。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当の推進委員の意見をお願いします。

○推進委員

9月17日に行政書士の方と立会いをしまして、当日、〇〇さんにも同席いただきまして立会いをいたしました。

境界についてもきちんと役所の立会いの下、済ませたようで、問題ないと考えております。

○議長

ありがとうございます。

何か質疑ある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑はないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第34号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第35号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

○事務局

農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

農地法第5条の許可は、農地の権利移動を伴う転用を許可するものとなっています。

それでは、議案書の26ページをお願いします。資料編、航空写真のほうは4ページを御覧ください。

それでは、議案書のほうから説明します。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請

書に記載のとおりです。

3、転用計画は、転用の目的が自己用住宅です。

理由の詳細は、子供の成長に伴い、現在居住している賃貸住宅が手狭となったため、申請地で自己用住宅を建てることになったためとのことです。

(3)利用期間は許可後から永年です。

契約の内容は売買契約による所有権の移転です。

27ページが土地の登記事項証明書、28ページが字図、29ページが位置図です。

次のページ、30ページが資金計画書、31ページが融資の事前審査の写しになります。

続きまして、農地区分について説明します。

資料の4ページ、航空写真のほうを御覧ください。

申請地を中心とした500メートル以内に小学校と幼稚園があります。それから、申請地の北側に接している道路に上下水管が埋設されております。上下水管、ガス管のうち2つ以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公益施設が存在する場合、第3種農地に該当しますので、申請農地は第3種農地と判断できます。

第3種農地は原則許可をする農地区分になりますので、代替地の検討は不要になります。

議案書に戻りまして、議案書の32ページが水利関係承諾書、33ページが農地転用事前協議の回答について、34ページが文化財確認願についての回答です。

35ページから36ページが各種図面になります。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当の委員の意見をお願いします。

○農業委員

9月18日に現地を確認いたしました。

35ページの地図なんですが、これに水路が隣接しているんですね。調査士の人に、現況はどうなっているのか、くいはどこにあるのかということで確認したら、令和5年に測量をしたということでありました。

それで、ここは今、物すごい藪ですので、現地は水路との境もはっきり分かりませんでした。測量図があるということで、確認だけしてきました。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

全員賛成により、議案第35号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第36号、番号1、非農地証明についてお願いします。

○事務局

非農地証明願についてを説明します。

議案書の38ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは2ページが該当のところになります。

それでは、議案書から説明いたします。

該当地は、議案第34号、番号1で審議していただいた土地に隣接する土地です。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

39ページから40ページまでが土地の登記事項証明書、41ページに字図、42ページに位置図を添付しております。

43ページを御覧ください。

20年以上農地として使用していないことが証明できる建物や樹木がない場合、20年以上農地として使用していない旨を記載した上申書を添付しています。

現地確認を行いました。駐車スペースとして舗装されており、農地として耕作することは難しい土地と判断いたしました。

資料編の6ページを御覧ください。

こちらは非農地証明の発行基準について記載があります。

申請地については、第3、非農地証明書の発行基準の(2)のアからカの要件を満たしております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、担当は私ですので、意見を述べます。

9月8日に行政書士と確認に行きました。現地は今空き家になっていて、以前は家の庭として樹木などを植えられてあったかとは思いますが、今は空き家のために樹木も茂り、雑草も伸び、ちょっと荒れ果てていました。

土地登記簿の地目は田のままであることから、土地、家を購入するに当たり非農地として申請してあるということです。

先ほど事務局のほうから説明していただきましたが、非農地としては適正であるかと思われました。

以上です。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第36号、番号1は承認されました。

次に、議案第36号、番号2、非農地証明について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書の45ページをお願いします。資料編、航空写真のほうは3ページを御覧ください。

それでは、議案書のほうから説明いたします。

該当地は、議案第34号、番号2で審議していただいた土地に隣接する土地です。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

46ページが土地の登記事項証明書、47ページに字図、48ページに位置図を添付しております。

49ページを御覧ください。

こちらも、20年以上農地として使用していない旨を記載した上申書を添付しています。

現地確認を行いました。地面は舗装されており、倉庫が置かれている状況であり、農地として耕作することは難しい土地と判断いたしました。

資料編、航空写真のほうは6ページを再び御覧ください。

こちらの申請地については、第3、非農地証明書の発行基準の(2)アからカの要件を満たしております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは担当の委員の意見をお願いします。

○農業委員

17日に、推進委員の〇〇さんと2人で立ち会いました。

今、事務局から申されましたように倉庫が建っておって、もうかなりの年月がたっていましたので、農地としては認め難いというふうに判断いたしました。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第36号、番号2は承認されました。

次に、議案第36号、番号3、非農地証明について、事務局よりお願いします。

○事務局

議案書の51ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは8ページが該当の農地でございます。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

52ページから53ページが土地の登記事項証明書、54ページに字図、55ページに位置図を添付しております。

56ページを御覧ください。

こちらも、20年以上農地として使用していない旨を記載した上申書を添付しています。現地確認を行いました。山林化している状況であり、農地として耕作することは難しい土地と判断いたしました。

再び、資料編の6ページの発行基準について御覧ください。

申請地については、第3、非農地証明の発行基準の(2)のアからカの要件を満たしております。

説明は以上です。

○議長

それでは、担当の委員の意見ををお願いします。

○農業委員

9月24日に電話がありまして、急いでいるので、今日現地確認をお願いしたいということでしたので、願出人と現地を確認に行きました。

現地はどこが境なのか全く分からない状態でしたので、事務局のほうに、境が分からないまま非農地証明をしてもいいかということで確認しましたところ、原野とか山林はそういうところが多いということで、見た目には山林に近いということで確認してきました。

以上です。

○議長

それでは、何か質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第36号、番号3は承認されました。

次に、報告事項です。

報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。

事務局より報告をお願いします。

○事務局

農地法第3条の3、第1項の規定による届出書、相続について報告します。

相続、法人の合併・分割、時効取得等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、権利の取得をした日からおおむね10か月以内に農業委員会に届出をすることとさ

れており、農地法第3条の許可は不要とされています。

それでは議案書の58ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは9ページが該当の農地でございます。

相続により所有権を取得した者の氏名、住所、取得した土地の所在地は記載のとおりです。

次に、議案書の報告61ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは10ページでございます。

相続により所有権を取得した者の氏名、住所、取得した土地の所在地は記載のとおりです。

次に、議案書の報告63ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは11ページが該当の農地でございます。

相続により所有権を取得した者の氏名、住所、取得した土地の所在地は記載のとおりです。

次に、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出書について報告します。

農地を転用する場合、農業委員会の許可が必要ですが、市街化区域内の農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで許可は不要となります。

議案書の報告65ページを御覧ください。資料編は12ページになります。

説明の前に、この65ページの届出書に1点修正がございます。

65ページの上段、届出者の住所ですが、「〇〇」と記入されていますが、正しくは「〇〇」です。訂正をお願いいたします。

議案書65ページに記載のとおり、転用目的は障害者グループホームの建築となっております。

66ページから73ページまで関係書類を添付しています。

こちらの申請ですが、申請時点で既に事前着工を行っている場合、始末書を添付する必要があります。今回は申請前に着工されていたため、始末書を73ページに添付しております。今後、農地法を遵守する旨を記載してもらっています。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

それでは次に、報告第17号、令和7年度利用意向調査（農地パトロール）の調査結果について説明します。

横になっている別冊を御覧ください。

8月に実施しました農地パトロールについては、皆さん暑い中調査に御協力いただきありがとうございました。事務局のほうで調査結果を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

調査によって、遊休農地とみなした農地について説明します。

資料を1枚めくっていただいて、令和7年度農地パトロール調査結果の表を御覧ください。

項目の一番上が遊休農地の部分になります。横に向かって読み上げます。

まず遊休農地の①相続税納税猶予農地が0件、②3条許可、4条許可、5条届出後の確認が0件、③国報告が24件、面積が1万6,379ヘクタール、④新規調査が2件、3,049平米、⑤令和6年利用権設定が9件、面積が1万213平米、合計が35件、面積は2万9,641平米になります。

昨年度の報告書33件、面積が2万2,113平米でしたので、件数は2件増加し、面積は7,528平米増加しています。今年度は昨年度に比べて、⑤の令和6年に利用権設定された農地の遊休化が増えたことが増加の主な要因となっております。

こちらの遊休農地については、所有者に対して利用意向調査の文書を送っております。

次のページからは遊休農地の現地の写真を添付した一覧を載せておりますので、御確認ください。

報告については以上でございます。

○議長

報告について、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

○農業委員

農地パトロールの関係で質問したいんですが、
1ページ、国報告33件ありますよね。

○事務局

はい。

○農業委員

国に報告をして、その所有者への対応、例えばこういった放棄したところに対しての手ほどこというか、そういったものはあるのか。そういう指導はどんなふうになっているのか。一応、国に報告しとるとでしょう。

○事務局

はい。国に報告を上げていることになります。

○農業委員

そして、国がどういった指導というか。

○事務局

国が指導をするわけではなくて、農業委員会のほうから指導をかけていくような形になります。

○農業委員

市のほうから指導をしていくの。

○事務局

農業委員会から指導をします。

○農業委員

原因というのは当然、高齢に伴っての放棄というのは分かるけれども、今から先だんだん増えてくる、懸念をするところですよ。こういった対策を講じていかないと、年齢も上がるし、耕作放棄とかいろんな被害が出てくるのかなと思いますので。

そしたら、国からのそういった指導というか、ペナルティー的なものはないわけね。

○事務局

今のところはないんですけれども、例えば農振農用地、優良農地として認められるようなところの真ん中がすごく遊休化していて周りに迷惑をかけているような状態であれば、固定資産税の強化ということがあります。

○農業委員

固定資産税は課税されているよね。

○事務局

はい。それで、固定資産税を増額するようになるということです。

○農業委員

増額になるわけね。

○事務局

はい。ただ、その農地というのは基本的に農用地区域に限定されますので、それ以外のところというのはそういったペナルティーはないんですけれども、どちらかというところのほうで遊休化していつているという状況があります。

○農業委員

分かりました。

もう一つ、遊休農地の新規調査が2件あるよね。当然、高齢に伴って耕作できないというようなことがあるわけだけれども、当然、高齢になっていくから、そういった土地も含め、例えば認定農業者にあっせんするとか、年であれば。そのようにしてかなりの田んぼの復活というのはなかなか難しいし、やっぱりそういったことを今後も、それは楽な仕事ではなく、全国的にもやろうと思ったら、そういった対応も対策もしていけないといかんかなと思いましたね。

そしてあと、利用権設定をされて、多分、9件が耕作辞退をされていると思うんですけれども、理由というのはどういった理由で。一応、現地を見て、受けて、利用権設定をしているわけですね。それで、どういった理由でそういった放棄というか、どうしてかなと思っ

○事務局

理由は場所場所によって様々なところではあるんですけれども、やっぱり現地を見て確認をして、できると思って利用権設定をしたんですけれども、やはり見立てと現実が違ったりして、想定よりも雑草がすごく生えるスピードが早かったりとか、想定以上にそういったことがあって、耕作ができなかったというのが現状としてあるのが結構多いです。

○農業委員

だから、例えば、今までいけばイノシシとかの被害があり、できないからしていないということは想像で分かるけれども、例えば鳥獣の駆除員さんとか連携しながら定期的にすることによって被害が出ないようになるとか、そういった連携的なものも必要になってくるのかなと思うので。

全国でクマが出没して大変なことになっているじゃないですか。だから、あれもやっぱりそういった対策を講じていなかったためにいろいろ被害が出てきていると思うんだよね。

こういう課題になりますけど、そういったところを心配、懸念しています。

以上です。

○議長

ありがとうございます。農地パトロールで行って見られた担当、地域の方はいらっしゃると思いますけど、今年2件増えているというところが、契約していてなかなかうまくと作れなかったという場所だったそうなんですけど。

○事務局

数字上は9件になっているんですけど、1番から8番までが同じ方の続きの農地になっていて、そこが利用権設定されているにもかかわらず、今何も耕作をされていないという状況になっているので、数字上は9件という数字になってはいるんですけど、ほとんどがその農地です。

○議長

それって、今後は地主と借りる人の相対のお話合いになるかと思しますので、そのところ、よろしく願いしておきます。

○事務局

意向調査がこの方も返ってきておりまして、既に貸されている方に対しても耕作を続けようということをお話を受けておりますので、今後については解消されていくのかなとは思いますが、その辺は注視してこちらも見たいと思います。

○農業委員

荒れているということは、またイノシシとか来て住みかになるから、やっぱり近くの民家とかに問題が出ないようにできるだけ注視をしていくということが大事かなと思いますね。

○議長

何かほかに。はい、どうぞ。

○推進委員

いろいろ農地パトロールをして、遊休農地とかも見て、農業委員会のほうから指導はされておられますけど、どのような改善があったのかですね。また、改善率はどれくらい、指導が例えば10件あって、改善がどれくらい進んだのか、その数字が分かればお示しお願いしたいと思います。

かなり、ここ何年か荒廃したままの農地がずっと継続しているので、どこかで農業委員会が指導して、どのような改善をし、あと、されなければどのような指導をしてあるのかですね。我々が指導しなければならぬでしょうけど、そこら辺を少しお伺いしたいなと思います。

○議長

そういうことですので、あと事務局のほうもよろしくお願いします。

○事務局

はい。

○議長

ほかに何か質疑がありますか……

○推進委員

回答は。

○議長

回答はすぐはできない……

○事務局

件数については、すみません、今この場ではちょっと把握していないところにはなるんですけれども……

○推進委員

せっかく農地パトロールして、これはちょっと荒廃しとるな、それとか遊休化しとるなと、せっかくそこで農地パトロールをしたでしょうが。やっぱりその結果は、また来年も同じところに行ってそのような形。1年間あったら、やっぱり何らかの形で早く改善させるとか、非農地で取り扱うとかですね。

また、非農地で扱ったら、またそのまま現状で残りますからね、もう少し農業委員会あたりで厳しく指導して行って、周囲の耕作者に迷惑がかからないような指導はしていかないかんじゃないか、農業委員会としてですね。農業者は別として、農業委員会は指導しないといけないでしょうからですね。これで進めるのかなと思ひまして……

○議長

一応、農地パトロールの後、こういう書類を作って御指導はされているんですよ。

○事務局

意向調査を送らせていただいて、主なところは農地情報紹介の同意書ももらって、貸したり売ったりであったり、そういったことにつなげているのが多いですね。やっぱり耕作ができていないから遊休農地化しているのがほとんどであって、そこで作っていきますよと言われる方もいらっしゃるんですけども、昨年度も今年度も、紹介をしてほしいということがあったので、そちらについてまとめさせていただいて、今、窓口のほうに来庁された方に対して、農地を求めている方に対して御紹介とかはしているような状況です。

○事務局

なので、ふだん農地を見られたときに荒れているところがあったりとか、荒れていてどうしたらいいか分からないと農家さんのほうから相談があった場合は、農業委員会事務局のほうで取りまとめて農地を探している方に紹介をさせていただいていますので、その登録の御案内をしていただければというふうに思っております。

○議長

はい、どうぞ。

○推進委員

今おっしゃったように、探している人と、もうできないという方のマッチングを、今、〇〇のほうで法人みたいのをつくってありますよね。ああいうのを他の地域でもつくって、何かうまくまとめていくようなですね。〇〇区などはこの前、調整できちんとしたものが出来上がっているんですけど、そこから〇〇とか〇〇は外れているんですね。そういうふ

うには当てはまらないということでしたよね、地域計画からですね。

なので、その場所場所でちょっと立ち上がってしたいという人、行政のほうからもありますけど、その地域の方たちのほうがもっと現状を知ってあると思うので、その辺りを何か少しこの農業委員会でまとめていけたらいいんじゃないかなと思うんですよね。

いろんな会議とかで事例発表とかを聞くと、そういうふうに立ち上がってしてあるところがあるので、少し何かちょっと、せつかくどうかしたいなということなので、何かできたらいいのかなと思うんですけど。

○議長

今、推進委員さんが言われたのは地域で、ほかのところではあんまり分からない、地域の人だったら分かって、どこの田んぼにどこの農地だったかとか分かるから、そういうのを農業委員として少しでも把握して、そしたら借りたい、貸したいというところに登録じゃないけどできるよというようなアドバイスのこともお伝えしていけたらなと思いますけどね。

○事務局

今現状でまとめたものがあるので、もし、また次回とかにでもそれを皆さんで共有じゃないですけども、させていただいて、こういうところも空いてるんだというのを確認いただくと、もし知り合いの方で探している方とかいらっしゃったら、もうおっしゃるとおり共有して、耕作ができるという人が見つかるかもしれません。

その点についてはこちらの事務局のほうで考えさせていただいて、次回また共有ができればなと思います。御意見ありがとうございます。

○議長

何か解決していかないとね。空き地になったらなつたで荒れ放題になっていきます。

○推進委員

貸手、借手がありますからね。本来は、そういった空いているところ、遊休農地は、例えば鳥獣被害、特に猿とかイノシシあたりがでるところですから借手がないんですよ、実際、雑草も伸びとるし。何だかちょっと難しいなと私は個人的には考えておりますけど。

○議長

私たち女性研修会でいろいろ勉強会なんかあって、推進委員さんも一緒に出席して見せていただいているんですけど、地域によっては、農業委員全員がその農地の荒れているところを耕して、畑にしたり、そこまで農業委員やるんやったらとても大変やなと思って、頑張っていていらっしゃる農業委員さんのところがあるんですよ。でも、なかなか皆さんが集まってよその農地を、貸したいと言っていたけど、こんな荒れているから、みんなでどうか、農業委員でしましようというような、そこまでできたらいいと思うけど、なかなか自分のところだけで精いっぱい。何かいい案でもありましたら……

○推進委員

農業新聞を見ていたら、そういった記事も……

○議長

ありますもんね。

○農業委員

テレビで前あったけど、長野の奥地にもうどうしようもない土地があったと。それを若い人たちが開拓して、品名はちょっと忘れたけど、それを作って、高収入で海外に出している人もあるんです。知恵を使えば、結局そういった埋もれた財産もあるから、そういったところを県と連携しながら、何か例えば紹介してもらおうとか、品名は忘れたけど結構やっぱり高収入で、全く脱サラから始めた人もあるから、我々の想像も、普通一般の、耕作できないからできないやなしに、ちょっと見方を変えたらできる人もあるけんね、そういったところもうまく模索しながらしていったらいいのかなと。

今後どんどん増えてくると思うよ、耕作放棄地は。

○議長

農業委員が目在必死に開いて空き地を見て回らんといかんですね。まあ、それが役割でしょうけど。

そういうことですが、ほかに何か、よろしいですか。

毎年パトロールがあるからね、毎年同じ状況じゃいかんなどは思いますけどね。はい、どうぞ。

○農業委員

ちょっと関係あるのかどうか分からないですけど、〇〇とかで何年か前までは田んぼを作っていたと。でも親が亡くなって子がするようになったんですけど、勤めながらで。そしたら、イノシシとかがやっぱり入って、1年、2年全部、全滅したと。それで、もうやめたというのを聞いたんですよね。そういうのって何とかならないんですかね。

結局それはそのままになって、荒地地になってしまうんですね。やろうと思って1年、2年は作ってみたけど、イノシシにやられて。その対策を一応してみたけど駄目だったと。結局お金を出して作っているわけですよ、機械とかもあれして。それでも結局収入がなくなったので、その人は勤めの合間でしているから何とかなっちはいるけど、結局そのまま放置される。それは、もうどんどん荒れていくわけじゃないですか。そういうところをどうにかならないのかなと思って。ちょっと聞いたので。

○議長

はい、どうぞ。

○推進委員

それで、自分のところだけを囲うというんじゃなくて場所場所で、例えばその地域でとかを大きく囲っていけば、被害も少ないんじゃないかなと思うんですよね。ただ、自分のところだけ囲いました。でも、ここから入ってきますとか、隣には入ってくるので、隣に入ってきたらやっぱり来ますよね。だから、皆さんでしていくというようですね。

実は私、ヤマモモをしているんですけど、ヤマモモの柵をしたいと言って柵を市のほうに要請する、ありますよね、無料で頂ける。だけど、それをここ3年ぐらい言っているんですけど、何か11月に申し込んでいない、その年じゃなくて次の年にしか買えない。

それで、半分は補助があるとかいう話も聞いたんですけど、何かそういうのが皆さんが全員知っていらっしゃるかなと。

○農業委員

一応対策はしたらしいんですけど、駄目だったみたいですね。

○議長

そういう金網とかのあっせんは、農事組合のほうで回っていますよね、申込みが。

○推進委員

そうですね。

○農業委員

でも、あれも1回しか来ないんですよ。2年目は来ないんですよ、だから例えば、ずっと測って行って、うちは100枚要るから100枚と言った。それが、イノシシというのはやっぱり獣だから、強いんですよ。あめのように曲がってしまって。たたき直して元に戻そうとしても、ばらばらに外れてできません。とてもやないけど強い。そして1回しか配布がないでしょう。それなら後どうするのかなど。後の方法は……

○推進委員

ですよ。その辺りをもう少し、例えば被害があるのでと市のほうもどこか受け入れて、それを上のほうに対策を個別にみたいなのをいただくとか、そういうところを持っていってもらうとか、何かそういう対策をして、みんなでこうしていくみたいなのをすれば……

○農業委員

そして、イノシシというやつは同じところから入るんですよ、修理してもそこから入る。もうあとは駆除するしかないですね。

○議長

罾に入ればいいけど。

○農業委員

でも、撃つ人がどんどん年取っていきよるでしょう。そうすると、もう返納するんですよ。猟友会に入っている。これはもう知恵比べでしょうね、罾に入らないです。まだウリ坊ぐらいのは入るけど、大きくなったら入らん。

○議長

クマこそ出てこないからね。

○農業委員

鹿も出てきよるですもんね。

○事務局

ワイヤーメッシュ柵の配布に関しては国の交付金になっているので、どうしても耐用年数まではそれを使ってくださいということになっているんですよ。それも2年に1回の配布になっていますので、それと別で、例えば電気柵だったり、御自身でワイヤーメッシュを購入したりとか、そういったときは一応2分の1の補助がありますので、そういった市の補助金も活用して自衛していただくということになります。

○議長

なかなかイノシシなどは大変。

○農業委員

猿は大分少なくなったみたいですね。

○議長

そうですね。

○農業委員

それでも、もういつときしたら、渋柿も何でも食べるんですよ。干し柿しようと思っていたらあっという間になくなる。1日でなくなりますもんね。

○推進委員

そうです、早いですがもんね、集中的に。

○議長

いろいろ御意見いただきありがとうございました。

ほかに何か、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、今日の総会を閉会といたします。

次回は11月10日9時半からです。よろしく願いしておきます。

今日はありがとうございました。

午前10時25分 閉会